10/1 レポート

テキスト 197~198 頁の要旨とともに、198 頁掲載の「奈良県ため池条例事件」の「事実の概要」を 400 字程度でまとめて提出ください。

奈良県は日本全国において、ため池の決かい被害が相次いだことから、昭和二十九年九月にため 池の保全に関する条例を定め、ため池の破損、決かいの原因となる行為および提とうに農作物を植 えることを等を禁止した。この条例の対象である奈良県の a 池において、被告人は、本件条例により 提とうでの耕作が禁止されているのを知りながら、茶、芋類、大豆、野菜などの農作物を植え罰金刑 に問われた。しかし、被告人は、本件条例は既存の権利を無償で剥奪し、憲法二十九条一項・三項に 違反し向こうであると主張した。